

陸前高田市復興推進計画

平成28年12月2日

岩手県陸前高田市

1 計画の区域

岩手県陸前高田市

2 計画の目標

東日本大震災により、本市の中心市街地や沿岸地域は壊滅的な被害を受け、市内の1,225事業所が、747事業所にまで減少し、市内全域にわたって日常生活に欠かせない商業機能が著しく低下した。いまだ市内の事業所、店舗の再開は、仮設店舗を含めて6割程度で、高台や山側の浸水区域周辺部などでの営業を余儀なくされている。

また、1,700人を超える人的被害に加え内陸への避難などにより人口が減少し、高齢化率も震災後36%を超える状況であり、少子高齢化に一層拍車がかかっている。

このような中で、一日も早い新しい公益機能や居住機能、交通利便性等を有したコンパクトな市街地の復旧・復興が待たれるところであり、防潮堤等海岸保全施設整備による防災対策はもとより、山側にシフトした市街地のかさ上げ整備、道路ネットワーク整備による公共交通の確保や避難路の整備、高田松原津波復興祈念公園やまちなかの観光施設等の整備による回遊性の確保など、ハード・ソフトの施策を駆使しながら、安全安心な多重防災型のまちづくりを進めるとともに、子どもから高齢者まで障がいのある人もない人も、市内で暮らす人も市外から訪れる人も誰もが快適に過ごせるノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりを目指すものである。

本計画における集積区域においては、次の産業の集積が期待されることから、当該区域への立地誘導を促進し、交流人口の拡大や商業機能の回復等による地域経済の活性化を図り、賑わいと活気に満ちたまちを形成しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりと雇用の場の提供を目標とする。

(1) 高田地区

高田地区は、従前から商業機能や行政機能などの中心地であったが、今回の震災により、これらの機能が全て流出し壊滅的な被害を受けた。

同地区の整備にあっては、震災前の市街地を、嵩上げにより津波の浸水を免れる高さを確保した山側に移動・集約させた上で、平成28年1月に認定を受けたまちなか再生計画により、商業集積の核となる図書館を併設した大型商業施設や商店街を配置するなど、同地区を本市の中心市街地として位置付けることとしている。

また、大型商業施設周辺には、新陸前高田駅となるBRT駅舎や交通広場を配置し、来街に対応した交通網を整備するとともに、文化施設や震災復興施設、まちなか広場など集客施設の配置、高台等への円滑な避難のための道路ネットワークの整備により、来街者の利便性や回遊性を高め、津波に対する安全性を確保しながら、賑わい、集い、交流するコンパクトな復興まちづくりを目指す。他に、地盤沈下した被災低地部については、新産業を誘致する等により有効活用を図っていく。

(2) 今泉地区

今泉地区は、気仙川の下流域に位置し、藩政時代には気仙地方の郡政の中心地として栄え、今泉街道沿いに当時の繁栄と文化を偲ばせる町並みや町家が残されていたが、同地区と高田地区とを結ぶ二つの橋梁とともに流出するなど、壊滅的な被害を受けた。

同地区の整備にあたっては、震災前の町並みエリアを、嵩上げにより津波の浸水を免れる高さを確保した山側に移動・集約させた上で、災害公営住宅や住宅街、医療施設、商業施設の整備等コンパクトな市街地を形成しながら、岩手県指定文化財「吉田家大肝入屋敷」の復元、けんか七夕街道整備など歴史文化を受け継ぐ新しい町並みの再生を図る。他、地盤沈下した被災低地部については、新産業を誘致する等により有効活用を図っていく。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市は、陸中海岸の南玄関口として、農林業、水産業の地場産業の振興とともに、恵まれた自然環境、歴史文化を活かした健康で文化の薫る海浜・交流都市を標榜してきた。

特に、高田地区は、本市の中心市街地として商工業、観光関連産業の店舗や事業所が集積していた地域であるが、今回の震災によって本市の中核をなしてきた市街地や商業・観光施設、住宅、鉄道、道路交通網、行政機能など広範多岐にわたり壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な被害をもたらしたことから、以下の取組みの推進を通じて、先に掲げる目標の達成を目指す。

また、今泉地区は、藩政時代から培われ、築き上げられてきた歴史・文化の町並みを残し、歴史や伝統を受け継ぐ店舗や誘致企業、県立野外活動センター、県立高田病院等が立地していた地域であるが、今回の震災によって全てが壊滅したことから、以下の取組みを通じて、先に掲げる目標の達成を目指す。

(1) 安全性等に配慮した効果的な都市基盤の整備

新しい市街地は、山側にシフトさせ、土地区画整理事業等により嵩上げ等を行ったうえで、今後発生することが予想される津波災害の際に迅速な避難を可能にするための道路等のインフラ整備や、人々の動線を考慮した公共施設・公益的施設の整備を進める。

(2) コンパクトで回遊性の高い景観等の地域資源を生かした新しい商業機能の集積

被災前にあった商店街や点在していた商店などの商業機能を、単にそのまま復旧させて元のまちに返すのではなく、高田地区には図書館を併設した大型商業施設を核として、まちなか広場等の公共施設やBRT駅舎、コンパクトに集約した商店街によって、幅広い世代の交流を促進し、賑わいのある中心市街地の形成を進める。また、高田松原地区に整備予定の津波復興祈念公園や運動公園からの誘客については、高田松原地区や高台の居住地域と中心市街地を結ぶ道路ネットワークにより、BRTやデマンド交通等による新しい交通体系を確立し、回遊性を高め、地元客にも広域来街客にも対応した誘客に努める。

今泉地区は、歴史的建物の再建を通じて、景観に配慮した地区の形成を図ることで、観光誘客にも配慮した市街地の形成を図る。

(3) ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくり

震災による復興は、インフラの整備や減災のまちづくりだけでなく、店舗等のユニバーサルデザイン化や多言語化、まちなか広場、駐車場整備を図るなど、子どもから高齢者まで障がいのある人もない人も、市内で暮らす人も市外から訪れる人も、誰もが快適に過ごせる中心商店街づくりを進める。

(4) 住宅の整備

震災により住宅を失った住民に対し、多様な住宅形態に配慮しながら、災害公営住宅を整備するなどして、安全・安心に暮らしていくための生活基盤を整える。

4 復興産業集積区域

別添【資料1】に示すとおり。

5 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号のイの復興推進事業

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

ア 下記イの業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

4に記載する区域

イ 上記アの復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

06 総合工事業、07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業、116 外衣・シャツ製造業（和式を除く）、117 下着製造業、319 その他の輸送用機械器具製造業、36 水道業、382 民間放送業（有線放送業を除く）、43 道路旅客運送業、48 運輸に附帯するサービス業、50 各種商品卸売業、55 その他の卸売業、56 各種商品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、622 銀行（中央銀行を除く）、63 協同組織金融業、641 貸金業、642 質屋、67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）、68 不動産取引業、693 駐車場業、702 産業用機械器具賃貸業、704 自動車賃貸業、7092 音楽・映像記録賃貸業、7093 貸衣しょう業（別掲を除く）、7099 他に分類されない物品賃貸業、72 専門サービス業（他に分類されないもの、726 デザイン業を除く。）、73 広告業、741 獣医業、742 土木建築サービス業、746 写真業、77 持ち帰り・配達飲食サービス業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、791 旅行業、796 冠婚葬祭業、799 他に分類されない生活関連サービス業、801 映画館、806 遊戯場、809 その他の娯楽業、8213 博物館・美術館、8214 動物園・植物園・水族館、823 学習塾、824 教養・技能教授業、829 他に分類されない教育、学習支援業、83 医療業、85 社会保険・社会福祉・介護事業（851 社会保険事業団体及び852 福祉事務所を除く）、89 自動車整備業、90 機械等修理業（別掲を除く）、91 職業紹介・労働者派遣業、922 建物サービス業、923 警備業、9293 看板書き業、9399 他に分類されない非営利的団体

※上記の業種のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（8065 ゲームセンターを除く。）の対象となる業種を除く。

ウ 集積の形成及び活性化の効果

高田地区は、市商工会、大型商業施設及び換地・借地による出店者組織が連携し、まちなか広場を活用したイベントの開催等にぎわい創出のための企画運営に取り組むなどエリアマネジメントの一翼を担う予定としており、中心市街地の新しい連携組織による復興後の中長期的な活性化が期待される。

また、中心市街地を舞台に、友好都市や連携協定締結大学、大手企業など震災により生まれた

繋がりや交流を活かしたイベントや起業支援、宿泊施設等の誘致活動の展開が期待されるほか、集積環境が整うことにより、帰還、帰郷等による新規店舗、事業所の立地、若い人材確保等雇用拡大への誘発など、経済活動の回復のみならず、移住定住の促進が図られ、ひいては人口減少の抑制効果が期待される。

今泉地区は、老舗の食品製造業の再建が予定されているところであり、市内に残る気仙大工左官の匠や技術を生かした町家の再生や大肝入屋敷の復元など、歴史文化を受け継ぐまちづくりに向けた中長期的な取組みのもと、伝統的な職人育成をはじめ、地域資源を活用した雇用の場を提供することが期待される。

② 雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

津波により浸水し直接の被害が生じた地域で別添で図示する地域。（別添【資料2】参照）

【設定の理由】

本市は、東日本大震災により、強烈（震度6弱）な揺れとともに、沿岸地域を襲った巨大な津波によって、全域にわたって甚大な被害が発生した。

人的被害は、死者数1,550人、行方不明者数207人と本県沿岸市町村で最も多く、津波による住家被害は、4,041世帯に及んだほか、企業、農地、漁港など広範囲にわたり被害が生じたことから、多くの市民が離職を余儀なくされた。

また、震災前事業所数が1,225箇所であったものが、震災の被害により、747箇所と震災前の61%となったことに加え、被災した事業所の多くが仮設営業（317事業所）を余儀なくされている。従業員ベースでも、6,910人だったものが、震災後5,774人と震災前の84%となっており、市内の事業所や雇用者数の回復は、震災前の水準には達していない状況である。（別添【資料3】参照）

③ 特別の措置

ア ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第37条から第40条の規定に基づく措置）

イ ①のイの業種に属する事業を実施する指定事業者（指定法人）に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第43条の規定に基づく措置）

④ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

（ア）高田地区

ア 岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業費（実施主体：経済産業省、岩手県）

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興「事業を行う場合の経費を補助する。

イ 中小企業被災資産復旧事業費補助金（実施主体：岩手県、陸前高田市）

被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。

ウ 陸前高田市被災中小企業事業再開支援補助金（実施主体：陸前高田市）

中小企業者が設置する設備、市営住宅併設店舗の事業者の費用の一部を補助する。

エ 陸前高田市被災中小企業復興支援補助金（実施主体：陸前高田市）

被災事業者等の本設再開に対し、事業再開に必要な経費を補助する。

- オ 中小企業資金利子・保証料補給金（実施主体：陸前高田市、地方銀行等）
中小企業の経営の安定を図るため、融資斡旋を行い、併せて利子補給、保証料の一部を助成する。
- カ テナント事業者本設店舗建設支援事業（実施主体：陸前高田市）
被災したテナント事業者が本設再開する費用を補助する。
- キ 店舗等ユニバーサルデザイン推進事業（実施主体：陸前高田市）
中小事業者のユニバーサルデザインの建物等の整備に要する経費に対し補助する。
- ク 高田南地区復興整備事業（実施主体：陸前高田市）
中心市街地に市民文化会館、震災復興施設等を配置し、将来の津波発生時の都市機能維持のため津波復興拠点として一体的に整備する。
- ケ 土地区画整理事業（実施主体：陸前高田市）
山側の低地部を嵩上げし、土地の区画を整えながら、コンパクトな中心市街地を整備する。
- コ 災害公営住宅整備事業（実施主体：陸前高田市）
被災者の住宅再建を図るとともに、高齢者支援等を図る事業者入居用店舗を併設した市営住宅を整備する。
- サ 区画整理地内等住宅再建支援事業（実施主体：陸前高田市）
被災世帯で国の補助事業を受けることができない世帯に対し、融資に係る利子相当額及び住居の移転費用を補助する。
- シ 被災関連定住支援事業（実施主体：陸前高田市）
被災した市外居住者が定住するため住宅を新たに建築する場合に、一部を補助する。
- ス 人口定住増加対策推進事業（実施主体：陸前高田市）
市外から転入し住宅を新たに建築する場合に、その一部を商品券で助成する。
- セ Uターン等促進対策事業（実施主体：陸前高田市）
市外から転入し就労した者に対し奨励金を支給する。
- ソ 企業雇用拡大奨励金（実施主体：陸前高田市）
新規学卒者を雇用した事業主に対し奨励金を支給する。
- タ 社会教育施設災害復旧事業（実施主体：陸前高田市）
中心市街地に被災した公共施設を統合し、一本松記念館、市民文化会館を整備する。
- チ 被災地支援民間施設活用事業（実施主体：陸前高田市、民間支援者）
市寄贈の「SUMIKAパヴィリオン」や民間施設「みんなの家」など子ども子育てやNPO団体等の交流活動拠点等に資する施設を中心市街地に整備する。
- ツ （仮称）産業会館整備事業（実施主体：商工会、産業団体）
被災した商工会館、産業団体事務所等が入居する（仮称）産業会館を整備する。
- テ 大型商業施設等整備事業（実施主体：商業開発協同組合等）
被災した商業機能の復旧のため、まちなか再生計画に基づいて、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）を活用し、中心市街地の核となる大型商業施設等を整備する。

（イ）今泉地区

- ア 岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業費（実施主体：経済産業省、岩手県）
地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグルー

- ブを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。
- イ 中小企業被災資産復旧事業費補助金（実施主体：岩手県、陸前高田市）
被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。
 - ウ 陸前高田市被災中小企業事業再開支援補助金（実施主体：陸前高田市）
中小企業者が設置する設備、市営住宅併設店舗の事業者の費用の一部を補助する。
 - エ 陸前高田市被災中小企業復興支援補助金（実施主体：陸前高田市）
被災事業者等の本設再開に対し、事業再開に必要な経費を補助する。
 - オ 中小企業資金利子・保証料補給金（実施主体：陸前高田市、地方銀行等）
中小企業の経営の安定を図るため、融資斡旋を行い、併せて利子補給、保証料の一部を助成する。
 - カ テナント事業者本設店舗建設支援事業（実施主体：陸前高田市）
被災したテナント事業者が本設再開する費用を補助する。
 - キ 店舗等ユニバーサルデザイン推進事業（実施主体：陸前高田市）
中小事業者のユニバーサルデザインの建物等の整備に要する経費に対し補助する。
 - ク 町家風店舗形成事業（実施主体：陸前高田市）
被災した事業者等の町家風店舗の整備に要する経費に対し補助する。
 - ケ 土地区画整理事業（実施主体：陸前高田市）
山側の低地部を嵩上げし、土地の区画を整えながら、コンパクトな中心市街地を整備する。
 - コ 災害公営住宅整備事業（実施主体：陸前高田市）
被災者の住宅再建を図るとともに、高齢者支援等を図る事業者入居用店舗を併設した市営住宅を整備する。
 - サ 区画整理地内等住宅再建支援事業（実施主体：陸前高田市）
被災世帯で国の補助事業を受けることができない世帯に対し、融資に係る利子相当額及び住居の移転費用を補助する。
 - シ 被災関連定住支援事業（実施主体：陸前高田市）
被災した市外居住者が定住するため住宅を新たに建築する場合に、一部を補助する。
 - ス 人口定住増加対策推進事業（実施主体：陸前高田市）
市外から転入し住宅を新たに建築する場合に、その一部を商品券で助成する。
 - セ Uターン等促進対策事業（実施主体：陸前高田市）
市外から転入し就労した者に対し奨励金を支給する。
 - ソ 企業雇用拡大奨励金（実施主体：陸前高田市）
新規学卒者を雇用した事業主に対し奨励金を支給する。
 - タ 吉田家住宅復元事業（実施主体：陸前高田市）
被災した県指定文化財吉田家住宅（大肝入屋敷）の復元を図る。

(2) 法第2条第3項第2号のロの復興推進事業

「商業施設整備事業」

① 事業の効果

高田地区に食料品、衣料品等を扱う小売業等の入居を想定した商業施設を整備する。本事業を実施することにより、同地区に小売業等の集積が図られ、商業機能の集積や利便性の高く、特色のあるまちづくりの推進が期待される。

② 雇用等被害地域

(1) ②に同じ

※ 商業施設整備事業は雇用等被害地域において実施される。

③ 特別の措置

ア 本事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条の規定に基づく措置）

イ 本事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条の規定に基づく措置）

④ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

(ア) 高田地区

ア 岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業費（実施主体：経済産業省、岩手県）

地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。

イ 中小企業被災資産復旧事業費補助金（実施主体：岩手県、陸前高田市）

被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。

ウ 陸前高田市被災中小企業事業再開支援補助金（実施主体：陸前高田市）

中小企業者が設置する設備、市営住宅併設店舗の事業者の費用の一部を補助する。

エ 陸前高田市被災中小企業復興支援補助金（実施主体：陸前高田市）

被災事業者等の本設再開に対し、事業再開に必要な経費を補助する。

オ 中小企業資金利子・保証料補給金（実施主体：陸前高田市、地方銀行等）

中小企業の経営の安定を図るため、融資斡旋を行い、併せて利子補給、保証料の一部を助成する。

カ 大型商業施設等整備事業（実施主体：商業開発協同組合等）

被災した商業機能の復旧のため、まちなか再生計画に基づいて、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）を活用し、中心市街地の核となる大型商業施設等を整備する。

キ ふるさと融資制度（実施主体：陸前高田市、地方銀行、財団）

地域振興に資する民間事業者の支援を目的に無利子融資を行う。

ク テナント事業者本設店舗建設支援事業（実施主体：陸前高田市）

被災したテナント事業者が本設再開する費用を補助する。

ケ 店舗等ユニバーサルデザイン推進事業（実施主体：陸前高田市）

中小事業者のユニバーサルデザインの建物等の整備に要する経費に対し補助する。

コ 高田南地区復興整備事業（実施主体：陸前高田市）

中心市街地に市民文化会館、震災復興施設等を配置し、将来の津波発生時の都市機能維持のため津波復興拠点として一体的に整備する。

サ 被災地支援民間施設活用事業（実施主体：陸前高田市、民間支援者）

市寄贈の「SUMIKAパヴィリオン」や民間施設「みんなの家」など子ども子育てやNPO団体等の交流活動拠点等に資する施設を中心市街地に整備する。

シ (仮称) 産業会館整備事業 (実施主体: 商工会、産業団体)
被災した商工会館、産業団体事務所等が入居する (仮称) 産業会館を整備する。

(イ) 今泉地区

- ア 岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業費 (実施主体: 経済産業省、岩手県)
地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担う商店街等において、被災事業者がグループを形成して復旧・復興事業を行う場合の経費を補助する。
- イ 中小企業被災資産復旧事業費補助金 (実施主体: 岩手県、陸前高田市)
被災企業に対し、被災資産の復旧に要する経費を補助する。
- ウ 陸前高田市被災中小企業事業再開支援補助金 (実施主体: 陸前高田市)
中小企業者が設置する設備、市営住宅併設店舗の事業者の費用の一部を補助する。
- エ 陸前高田市被災中小企業復興支援補助金 (実施主体: 陸前高田市)
被災事業者等の本設再開に対し、事業再開に必要な経費を補助する。
- オ 中小企業資金利子・保証料補給金 (実施主体: 陸前高田市、地方銀行等)
中小企業の経営の安定を図るため、融資斡旋を行い、併せて利子補給、保証料の一部を助成する。
- カ テナント事業者本設店舗建設支援事業 (実施主体: 陸前高田市)
被災したテナント事業者が本設再開する費用を補助する。
- キ 店舗等ユニバーサルデザイン推進事業 (実施主体: 陸前高田市)
中小事業者のユニバーサルデザインの建物等の整備に要する経費に対し補助する。
- ク 町家風店舗形成事業 (実施主体: 陸前高田市)
被災した事業者等の町家風店舗の整備に要する経費に対し補助する。

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定めた復興推進事業の実施により、これから一層進展する高齢化社会に対応した、「ノーマライゼーションという言葉のいらぬまちづくり」を目指しつつ、交流と回遊性の高い機能的でコンパクトなまちづくりを推進し、賑わいと活気に満ちたまちの形成を図ることにより、被災地域及び通勤圏内等における雇用の創出と居住人口の増加が見込まれ、計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与する。

7 その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取したが、計画内容に対する意見はなかった。